

平成31年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

平成31年3月11日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
（議案第6号から議案第11号、議案第12号及び議案第14号8件一括上程）
- 日程第 2 議案第13号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 発議第 1号 羅臼町議会基本条例制定について
- 日程第 4 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	川 端 達 也 君	総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君
税務財政課長	鹿 又 明 仁 君	納 税 担 当 課 長	中 田 靖 君
環境生活課長	大 沼 良 司 君	保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君
保健福祉課長補佐	洲 崎 久 代 君	産 業 創 生 課 長	八 幡 雅 人 君
産業創生課長補佐	野 田 泰 寿 君	建 設 水 道 課 長	武 田 弘 幸 君
建設水道課長補佐	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
学務課長補佐	福 田 一 輝 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松田伸哉君 議会事務局次長 長岡紀文君

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託をいたしました3月7日の一括上程に係る議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、宮腰實君。

宮腰君。

○4番（宮腰 實君） おはようございます。

予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第11号平成31年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について、議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告いたします。

本委員会は、3月7日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成31年度一般会計予算ほか7件について3月7日及び8日の2日間にわたって慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席議員の全員一致により原案のとおり可決、決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

平成31年3月11日、予算審査特別委員会委員長、宮腰實。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

この委員会は、議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件について、一括して採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号から議案第14号までの8件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第13号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第2 議案第13号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の61ページをお願いします。

議案第13号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

62ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、学校教育法の改正により、本年4月1日より専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられることになり、この大学の前期過程の終了者は短期大学卒業者と同等の教育水準があると認められるため、放課後児童支援員の基礎資格の要件に追加されることとなり、基準を定める条例の見直しを行うものです。

続きまして、改正条文でございます。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に、「（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を終了した者を含む。）」を加える。

附則。

施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございますが、参考資料28ページ資料25に本条例の概要及び29ページ資料26に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第13号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 発議第 1号 羅臼町議会基本条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 発議第1号羅臼町議会基本条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第1号羅臼町議会基本条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び羅臼町議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成31年3月11日提出。

提出者、羅臼町議会議員加藤勉。

賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく小野哲也、同じく田中良であります。

羅臼町議会基本条例の条文と逐条解説についてはお手元に配付されておりますので、それを踏まえ、まず、基本条例の条文構成についてであります。

お手元の逐条解説目次をごらんください。

第1章、総則（第1条から第3条）

第2章、議会及び議員の活動原則（第4条から第7条）

第3章、町民と議会の関係（第8条）

第4章、町長等と議会の関係（第9条から第12条）

第5章、会議の運営（第13条から第16条）

第6章、適正な議会運営（第17条から第19条）

第7章、議会機能の強化と体制整備（第20条から第26条）

第8章、継続的な検討と見直し手続（第27条と第28条）の目的から見直し条項に至るまでの28条からなる条例案であります。

前文、序文ですが、朗読し、あわせて提案に至るまでの経過を含めまして趣旨を説明させていただきます。

1ページ目でございます。

前文。

羅臼町は、世界自然遺産「知床」を有し、豊かな自然と豊富な水産資源に恵まれ、多くの先人たちの英知と努力によって発展してきました。

住民に最も身近な政府である自治体の最大の責務は、住民福祉の増進を図ることです。そのため、自治・分権型社会の実現に向かう今日、私たちの羅臼町は、町民、議会、町長、その他の執行機関がそれぞれの役割と責任を自覚し、より豊かなまちづくりのため、新しい時代を開いていくことが求められています。

とりわけ議会議員と町長は、ともに町民の選挙で選出される対等な関係に立つ二元代表民主制のもとで、合議制、独任制というそれぞれの特性を生かし、相互に緊張関係を保ちながら住民福祉の実現のために競い合うことが必要です。

今日、地方分権改革の推進によって自治体の自主・自立がより一層求められ、それとともに町民の代表機関として議会が地域の発展と住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます大きくなります。

そのため、ふだんの議会活動において、町民に開かれ、多様に交流、参加を含めることと、議員同士が活発に議論することを基本に据えて、町政及び政策をめぐる論点、争点を明確にし、さらには議会の政策形成能力を高めていく必要があります。

羅臼町議会は、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、ここに羅臼町議会の運営に関する最高規範として、この条例を制定するものです。

経過といたしましては、平成30年6月21日に議長から全員協議会において、議会の活性化についての諮問があり、議会活性化準備委員が指名され、議会改革先進地である浦幌町議会への視察研修や先進地事例研究及び議会技術研究会セミナーへの参加などを通して、監視・評価機能の強化、政策立案機能の充実、町民にわかりやすい議会運営、透明性のある議会を活性化の視点に置き、より具体的に協議と検討進めるため、24項目にわたり課題を出し、さらに議会改革住民アンケート調査を実施し議会改革特別委員会において、これまで約15回にわたり調査・研究及び協議を行ってまいりました。

議会としては、情報公開、情報の共有を町民皆様とともに図ること、議会報告会を年1回以上は必ず開催すること、議決事件の拡大、議員間の自由討議、町政全般にわたって議員と町民が自由に情報及び意見を交換できる一般会議の開催、議員研修の充実、広報の充実などを議会基本条例に明文化し、今後継続していくことというものです。

本条例は、羅臼町議会の議会運営の明文化であり、今任期中の議会活性化の集大成であ

ります。また、基本理念を定め、議員の責務や町民との関係などを明確にし、議会の活性化へのふだんの取り組みを誓い、羅臼町議会と私たち議会議員の決意表明でもあります。

この条例を制定することが本議会にとって大きな第一歩となりますとともに、今後、条例の精神に基づき、さらなる活性化が図られるものと確信し、本日ここに議会基本条例案を提出いたします。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、満場一致をもって御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨の説明といたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 発議第1号羅臼町議会基本条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第4 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

閉会前に、町長より御挨拶がございます。

町長。

◎町長挨拶

○町長（湊屋 稔君） お許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言御挨拶を申し

上げたいと思います。

まずは、本定例会に上程されました議案につきまして、全議案を議決いただきましたことを御礼申し上げます。

本定例会は、議員皆様、そして私にとりましても任期満了前の最後の定例会となります。

平成27年の春に羅臼町を愛する町民の方々の熱い思いに支えられ、一念発起して町長選に臨み、当選をさせていただき早いもので4年がたちました。

議員各位には、時にはやさしく、時には厳しい御意見、御指導をいただき、また、御理解、御協力をいただきました。心から御礼を申し上げます。

思い起こせば、脇前町長から引き継ぎを受けたのは、幌萌の地すべり現場でありました。その翌年には大雨による大規模土砂災害が起きるなど、最初の2年は災害対応に必死だったように思います。この4年間は、基幹産業である漁業の低迷で町の活気が失われていかぬよう、羅臼町民が幸福になるためのKプロジェクトを掲げ、町民参加型のまちづくりを進めてまいりました。

昨年には、知床未来中学校の完成にこぎつけることもできました。

攻めの政策では、ふるさと納税の実施、知床・羅臼ブランドの立ち上げとブランド商品の全国へのPR、販売、そして知床ナンバーの導入決定など、関係者、そして役場職員の協力や努力によって実現、継続することができました。

ここで、先日より使用中止になっております公民館、体育館であります。長寿命化計画、また、高齢者対応を含めた一部改修のため行っておりました耐震調査で、地震などの振動や衝撃で倒壊し崩壊する危険性が高いとの結果が出ました。その結果を踏まえ、利用者、町民の安全を考え、公民館、体育館及び駐車場を即刻使用中止とする判断をさせていただきました。

その後、議会、町内会、利用者の皆様に報告と、また、防災無線によって町民の皆様にこれからの御協力をお願いしたところでございます。

今後の対応につきましては、あらゆる対応策を項じるべく、職員一丸となって取り組んでおりますので、皆様には大変御不便をおかけしますが、御理解をいただき御協力をお願いいたします。

まだまだ羅臼町の抱える課題は山積みであります。我が町には多種多様な全国、いや、世界に誇れる有形無形の宝や資源があります。その宝を磨き上げ、さらにポテンシャル高い知床・羅臼を目指すために、今後もここにいる議員皆さん、町民の皆様とともに課題に取り組んでいければと願っております。

議員皆様には、来る統一地方選挙に出馬されることも含め、町政の発展と町民のために御活躍と御健闘あらんことを祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（村山修一君） 町長、ありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

当議会も特に緊急案件がない限り、今定例会をもちまして、任期最後の議会となることと存じます。議長として、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月7日開会以来、本日まで予算審査特別委員会並びに休会を挟み、延べ5日間にわたり開催されました。この間、議員各位におかれましては、提案された新年度予算案を初め、多数の重要案件について終始熱心に御審議をいただき、本日その全議案を議了して無事日程どおり閉会の運びとなりましたことに深く感謝を申し上げます。

町長を初め、理事者、管理職の皆さんには、1年間真摯な議会対応をしていただきましたことに御礼を申し上げます。

本定例会で成立いたしました初期案の執行に当たりましては、審議中に出されました各議員の意見を十分考慮しつつ、町政各派におけるさらなる向上を期し、御尽力いただきましたようお願いを申し上げます。

また、このたびの緊急案件については、当面の対応処置の即断に敬意を称するとともに、今後の本格対応の検討をお願いしたいと思います。

結びに当たりまして、4年間議会に対しまして御尽力いただきましたことに重ねて御礼を申し上げ、余尽くせませんが、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付託されました事件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間、熱真に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員